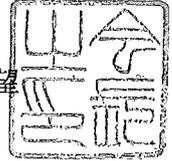




立 特 審 第 4 号
令和6年12月12日

立川市長 酒井 大史 殿

立川市特別職報酬等審議会
会長 松井 望



立川市特別職の報酬等の額について（答申）

令和6年10月9日付け立行人第2121号をもって、貴職から諮問のあったこのことについて、次のとおり答申します。

記

1 はじめに

本審議会は、令和6年10月9日に、市長から「議会の議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料額の改定について」の諮問を受けた。

現行の特別職の報酬等の額は、平成24年度の答申を受けて平成25年4月1日に改定されたものであり、据置きとした令和3年度の答申からも概ね3年を経過したため、改めて改定の要否について検討を要請されたものである。

本審議会は、各界代表に加え、市民公募の委員も参加した構成とし、計3回の審議会を開催し、幅広い関係資料を求めた上で多角的な側面から検討を行った。

2 特別職報酬等の改定状況

本市の特別職の報酬等については、平成24年度の答申に基づき、平成25年4月から、市長9,000円(0.86%)、副市長8,000円(0.88%)、議長6,000円(0.90%)、副議長5,000円(0.83%)、議員5,000円(0.89%)の引下げを行った。以後、平成27年度、平成30年度及び令和3年度審議会での据置きの答申を受け、改定は行われていない。

3 結論

本審議会では、「議会の議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数に係る改定のあり方について」は、東京都の行政職に準拠した支給月数として改定することが妥当であると本年5月27日に答申している。このことを踏まえ、特別職における期末手当は年間4.4月から、令和6年度の東京都人事委員会勧告に基づいて4.85月へ改定されることが見込まれている。このことから年収総額では、大きな引上げとなることから、この増額幅を前提として、多摩26市の中の主に財政規模等が類似する団体と比較することを中心に議論が進められた。

民間企業においては賃金等の上昇が行われているが、すべてにおいて達成されているわけではなく、急激な物価高騰による市民生活に影響が及んでおり、市民感情への配慮、

財政規模が類似する団体と比較しても遜色のない状況であることを踏まえて「据置き」を求める意見があったものの、令和6年度の東京都人事委員会勧告は、賃金上昇という大きなトレンドを形成しているものと捉えるべきであり、市の財政規模や特別職としての職責、優秀な人材を継続的に確保するための環境を整える必要があるなどの意見があった。

報酬等の改定の方向性については意見が割れたが、最終的には意見の多かった「引上げ」が妥当とする結論に至った。

また、報酬等の改定額については、市の行政職給料表（一）5級の平均改定額や東京都の指定職給料表における各号級の平均改定額において、令和4年度から令和6年度までの3年間分を加えるなどの案が出されたが、東京都知事等の特別職における直近の改定率を考慮して、本市の特別職の改定額を定めることが妥当であるという意見が多く、これを結論とした。具体的な改定額は、下記のとおりであり、令和7年4月1日から改定されたい。

なお、具体的な委員意見については、＜参考＞に記した「審議の内容」を確認されたい。また、報酬等の改定を決定する際、次の意見が付されたため、これを留意すること。

	報酬等（円）	
	現行額	改定額
議 長	662,000	663,000
副 議 長	599,000	600,000
議 員	555,000	556,000
市 長	1,041,000	1,043,000
副 市 長	901,000	903,000
教 育 長	799,000	801,000

4 付帯意見

- ・ 特別職の報酬等の額については、報酬・給与額・期末手当を含めた年収総額での視点も重要である。今般の報酬等については、現経済情勢下において、特に物価高騰に伴う市民生活への圧迫がかなり強く影響している状況にあることを踏まえ、引上げ幅の圧縮、実施時期の繰り延べ等、市民感情に強く配慮する必要がある。
- ・ 最近の社会情勢を鑑み、政務活動費の運用については引き続き厳格に努めてもらいたい。

<参 考>

○ 審議の内容

令和6年4月1日時点において、多摩26市では令和3年度から令和5年度までに審議会を設置し、報酬等の改定に係る諮問に対して「引上げ」と答申した市が3市、「引下げ」と答申した市が1市である。立川市を含めたその他の市は、「据置き」と答申、または審議会の設置をしていない。

(1) 報酬等改定の方向性

報酬等改定の方向性について、審議会が出された主な意見は、以下のとおりである。

(ア) 引上げとする意見

- ・ 物価水準の上昇により市民生活などにおいては様々な影響があるが、特別職が特別職としての力を十分に発揮するためには、多少の引き上げが必要である。
- ・ 令和6年度の東京都人事委員会勧告は、特別職の報酬等の改定を考えるための大きな要素となっている。本勧告においても職務給の差が触れられているが、市の財政規模や特別職としての職責を考えたときに、今の報酬等の水準がこれで良いのかどうか、民間企業を代表する立場としての視点で見れば、引上げをしたほうが良い。
- ・ 今回の東京都の人事委員会勧告は2.59%の引上げとなっており、過去何十年にわたってもないほどの大きな改定規模である。本審議会が3年に1回の開催という慣例から考えると、過去3年分を加味した上で、どの程度まで年収が変動するかを試算するべきであるが、改定の方向性は引上げが妥当であると考え。
- ・ 本市の給料は東京都に準拠することが慣例となっているため、特別職の報酬等の引上げもやむを得ないものとする。ただし、物価高騰は想像以上であり、特に食品や日常の生活必需品の高騰は顕著であって、市民の生活を直撃しているという社会状況にあることについては、十分に配慮すべきである。

(イ) 据置きとする意見

- ・ 財政規模や人口、世帯数などの視点で考えれば三鷹市と比較することが妥当である。本年5月の答申を踏まえて期末手当の支給月数が引き上げられることを前提とした場合、すでに年収総額では引き上げとなっており、低い水準にあるとは言えない。
- ・ 特別職であっても、一般職と同様に公僕と考えるべきである。何よりも生活は苦しくなっているという状況下では、市民感情からして引き上げとなった場合に理解を得られない。他市がこの数年据置きなのは、市民感情や公僕としての意識を反映したものとする。
- ・ 物価水準の上昇などによる生活費の増加や民間賃金の動向、特別職の職務の高度化・複雑化の状況も勘案して考えていく必要があるが、市の特別職報酬等については、①立川市においては、多くの市民の人々の賃金がまだまだ十分な上昇をみていないこと、②他の自治体の特別職の報酬水準と比較しても、現在の立川市における特別職の報酬等は、遜色のないものであること、③今般の東京都

人事委員会の勧告は、「初任層に重点を置きつつ、人材確保の観点から初任給を大幅に引き上げること」もポイントとしているが、これは立川市における特別職に対して該当する理念ではないこと。また、公民較差の解消もポイントとしているが、これについては、上記①及び②の理由により、立川市における特別職の報酬等に直ちに適用することは、妥当ではないことから、据置きが適切と考える。

- ・ 議員については、より市民感覚が大切だと思う観点から報酬引き上げには賛成できない。

(2) 改定額

報酬等の改定額について、審議会で出された主な意見は、以下のとおりである。なお、具体的な改定額の案については、別表：改定額案を参照。

(ア) 立川市の部長職（行政職給料表（一）5級）における各号級の平均改定額において、令和4年度から令和6年度※までの3年間分を加える

※令和6年度の都の人事委員会勧告を加味した改定後の給料表を指す。以下同様。

- ・ ①前回の改定から3年が経過しており、その間の3年間のデータで判断すべきであること、②部下となる一般職の給料が上昇していること、③民間の賃金、消費者物価は上昇局面にあること、④近隣他市の類似団体と比較して大きな乖離はないこと、⑤市財政状況はおおむね順調で悪くはないこと、以上の5つの理由から判断して、最も特別職に近い存在である部長級の改定額を参考にすべきと考える。東京都の人事委員会が行った調査により算出されたデータを基に給料表は改訂されており、客観的であるということも重視している。

(イ) 東京都の指定職給料表における各号級の平均改定額において、令和4年度から令和6年度までの3年間分を加える

- ・ 本来は都の特別職の改定率が一つの指針かと思うが、これまで据え置きとなってきたため、都の指定職を一つの基準と考える方が納得感を得やすいと思われる。民間にも負けない優秀な人材を確保するためにも相当の報酬アップを考えるべきである。

(ウ) 東京都知事等の特別職の直近の改定率にあわせる

- ・ 据置くべきとの意見がある中では、報酬等の引上げはわずかで良いと考えている。東京都の特別職の改定幅を参考として引き上げたとしても、年収総額で見ればかなり増額になると思われるので十分な額と考える。
- ・ 本年度の東京都人事委員会勧告を踏まえつつ、これまでの各委員の多様な意見を総合的に勘案すると、都の特別職の直近の改定率を参考とすることが望ましい。

別表：改定額案

改定額案	
(ア)	立川市の部長職（行政職給料表（一）5級）における各号級の平均改定額において、令和4年度から令和6年度までの3年間分を加える
	令和4年度から令和6年度までの3年間において、各号級における給料額は平均すると9千円増額しており、これを市長や議員等の各報酬等の額に加える。
(イ)	東京都の指定職給料表における各号級の平均改定額において、令和4年度から令和6年度までの3年間分を加える
	令和4年度から令和6年度までの3年間において、各号級における給料額は平均すると約12千円増額しており、これを市長や議員等の各報酬等の額に加える。
(ウ)	東京都知事等の特別職の直近の改定率にあわせる
	東京都における議長や副議長、議員、知事、副知事、教育長については、令和5年度まで据え置きとなっていたが、令和6年4月1日に約0.27%の引き上げ改定をしており、この改定率を参考として市の特別職の報酬等の額に乗じて得た額とする。

○ 審議会委員名簿

役職	氏名	区分	団体名
会 長	松井 望	学識経験者	東京都立大学
職 務 代 理	萬田 和正	自治会関係	立川市自治会連合会
	片岡 滋	医療関係	立川市三師会
	金子 波留之	農業関係	立川農業振興会議
	川口 哲生	商工関係	立川商工会議所
	西村 徳雄	公募市民	
	宮本 直樹	公募市民	
	山田 廣幸	公募市民	
	横幕 玲子	消費者関係	立川市消費者団体連絡会

(会長、職務代理以外の委員は五十音順)

○ 審議の経過

回	開催日	主な内容
1	令和6年10月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 資料説明 ・ 諮問内容に関する検討（フリートーキング）
2	10月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料説明 ・ 諮問内容に関する検討（フリートーキング）
3	11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改定額について ・ 答申案について

○ 参考資料

諮問事項の審議にあたり、以下に掲げる資料を参照しながら検討を進めた。

- 1) 特別職の報酬等についての自治省の見解と指導の状況
- 2) 消費者物価上昇率の状況
- 3) 市長等給料及び議員報酬の改定状況
- 4) 本市の一般職職員の給与改定状況
- 5) 東京都 26 市及び類似団体の市長等給料、議員報酬の状況
- 6) 本市の財政状況（令和 5 年度決算関係資料等）
- 7) 東京都 26 市及び類似団体の財政状況
- 8) 東京都 26 市及び類似団体の議会費の一般会計予算総額に占める割合
- 9) 令和 6 年東京都人事委員会勧告等の概要
- 10) 中小企業の賃金・退職金事情（令和 5 年版）【東京都産業労働局】※一部抜粋